

# 日本微生物資源学会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、日本微生物資源学会と称する。英文呼称はJapan Society for Culture Collection略称はJSCCとする。
- 第2条 本会の事務所は、会長が提案し、理事会が承認したところにおく。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、微生物及びこれに準ずる培養生物（以下、微生物と表記する）の系統保存事業の推進が、微生物の多様性の維持ならびに微生物資源の活用、さらには地球環境の保全及び人類の繁栄に不可欠であるとの認識に立ち、これに関わる学理、技術等に関する意見、情報の交換、提供などにより、わが国の微生物株の利用の推進を図りもってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学会誌「日本微生物資源学会誌」（英文名 Microbiology and Culture Collections）、微生物株カタログなどの学術出版物の刊行
  2. 年次学術集会（以下、大会と表記する）、シンポジウムなどの学術集会の開催
  3. 微生物株に関するデータベースの作成と配布
  4. 国内外関連学会との連絡及び協力
  5. 国内外微生物系統保存機関及びこれに準ずる諸機関との連絡
  6. 研究業績の表彰
  7. その他、前条の目的を達成するために必要な諸事業

## 第3章 会員

- 第5条 本会の会員は、正会員、学生会員、機関会員、賛助会員及び名誉会員の5種とする。
- 第6条 正会員は、本会の目的に賛同し、正会員費を納入する個人とする。
- 第7条 学生会員は、本会の目的に賛同する大学院、大学等の学生又はこれに準ずるもので、学生会員費を納入する個人とする。
- 第8条 機関会員は、微生物株の保存事業の恒久的機関、もしくはこれに準ずる機関であって、理事会で承認された公的機関とする。機関会員は会費を納入し、代表者1名を定め、これを本会に通知しなければならない。代表者を変更した場合も同様とする。

第9条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を賛助するため、賛助会費を納入する団体または個人とする。

第10条 名誉会員は、本会の目的及び事業の発展に特に功績のあった正会員で、理事会が推薦し、総会において承認された者とする。

第11条 正会員、学生会員、機関会員及び賛助会員は、毎年所定の会費を納入するものとする。本会の会費は、以下の通りとする。正会員5,000円、学生会員2,000円、機関会員10,000円、賛助会員一口40,000円（一口以上）。

第12条 正会員、学生会員、機関会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を失う。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 正会員、学生会員及び賛助会員が会費を滞納したときなど、理事会において会員の資格が失われたと認められたとき。

## 第4章 役員及び顧問

- 第13条 本会に、会長1名をおく。
- 第14条 会長は、理事会を推薦し、総会の議を経て決定される。
- 第15条 会長は、本会の業務を総理し、学会を代表する。
- 第16条 本会に、理事をおく。理事の定員は会長を含め12名以内とする。
- 第17条 理事は、会長が委嘱し、総会の承認をうる。
- 第18条 理事は、会長を補佐し、会務の審議運営にあたる。
- 第19条 会長は、理事会を召集し、その議長となる。
- 第20条 本会に、監事1名をおく。
- 第21条 監事は、会長が委嘱し、総会の承認をうる。
- 第22条 監事は、本会の業務及び財務を監査する。
- 第23条 本会に、年次学術集会長（以下、大会長と表記する）1名をおく。
- 第24条 大会長は、会長が委嘱する。
- 第25条 大会長は、大会を主宰する。
- 第26条 会長、理事及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第27条 大会長の任期は、前期大会終了時より主宰する大会終了時までとする。
- 第28条 本会に、幹事若干名をおくことができる。
- 第29条 幹事は、会長が委嘱する。
- 第30条 幹事は、理事及び大会長を補佐する。
- 第31条 本会に、顧問をおくことができる。
- 第32条 顧問は、正会員の中から会長が委嘱する。
- 第33条 顧問は、本会の運営に関し、会長に意見を具申する。
- 第34条 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第5章 会議及び委員会

- 第35条 本会に、次の会議及び委員会をおく。
- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) カルチャーコレクション委員会
  - (4) 編集委員会
  - (5) その他、理事会の必要と認める会議及び委員会
- 第36条 総会は、本会の最高議決機関とする。
- 第37条 総会は、会員の3分の1の出席により成立する。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 第38条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長が決するところによる。
- 第39条 総会は、大会開催時に会長が招集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
- 第40条 会長は、総会の議長となる。
- 第41条 理事会は、会長、理事、監事及び大会長により組織し、会務の審議、運営にあたる。
- 第42条 カルチャーコレクション委員会は、カルチャーコレクションに関する事項を審議し、理事会に提案し、理事会の承認を経て執行する。委員会設置要項は、理事会の議を経て別に定める。
- 第43条 各種委員会は、理事会の議決により設置し、理

事会の委嘱事項を審議及び執行する。委員会設置要項は、理事会の議を経て別に定める。

## 第6章 学会賞

- 第44条 学会賞に関する規定は別にこれを定める。

## 第7章 会計

- 第45条 本会の経費は、会員の会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第46条 本会への寄付金または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。
- 第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 付則

- 第48条 本会則は、1993年7月9日より施行する。
- 第49条 本会則の改正は、総会出席者の過半数の賛成により決定される。

1995年6月22日改訂

1996年6月26日改訂

2005年6月21日改訂

2007年6月26日改訂

2010年6月17日改訂